

平成23年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成23年12月22日

閉 会 平成23年12月22日

仁 木 町 議 会

平成23年第4回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

- ◆日 時 平成23年12月22日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第3 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第5号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第6号 仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議案第7号 後志広域連合規約を変更するための協議について
日程第8 発委第1号 議会改革特別委員会の設置
日程第9 意見案第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
日程第10 意見案第10号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
日程第11 意見案第11号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書
日程第12 意見案第12号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
日程第13 意見案第13号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
日程第14 意見案第14号 介護保険料の負担増軽減などに関する意見書
日程第15 意見案第15号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書
日程第16 委員会の閉会中の継続調査
日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

平成23年第4回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成23年12月22日 閉 会 平成23年12月22日

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（8名）

1 番	住 吉 英 子	2 番	嶋 田 茂	3 番	宮 本 幹 夫
4 番	大 野 雅 義	5 番	山 下 敏 二	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課 長	角 谷 義 幸	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
財 政 課 長	西 條 廣 幸	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	藤 原 聡	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 辺 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(角 谷 義 幸)
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岩 井 秋 男
議 事 係 主 任	本 多 弘 一

開 会 午前9時30分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。12月21日に引き続き、3番・宮本君、4番・大野君をお願いします。

日程第2 議案第2号

平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（水田 正）日程第2、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳っております。歳入歳出それぞれ803万6000円を追加いたしまして、予算の総額を2億984万5000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるというものでございます。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第2号『平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。4款. 繰入金と6款. 諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計803万6000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億984万5000円とするものでございます。2ページ、歳出であります。1款. 総務費と2款. 基金積立金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計803万6000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億984万5000円とするものでございます。次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入であります。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出であります。1款. 総務費から5款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳であります、すべて一般財源803万6000円の増でございます。次に5ページ、歳入であります。4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 保険基盤安定繰入金238万3000円の増額補正につきましては、これは額の変更による低所得者の軽減分179万6375円の増と保険者支援分58万6645円の増、合わせまして238万3000円を増額するものでございます。その下、2目. 一般会計繰入金481万4000円の増額補正につきましては、これは、額の確定による基準超過費用額共同負担金の増によるものでございます。この基準超過費用額共同負担金につきましては、平成21年度の実績給付費が基準給付費の1.7倍を超過した額について、交付されるものでございます。次、6ページでございます。6款. 諸収入、3項. 1目. 雑入83万9000円の増額補正につきましては、これは後志広域連合負担金過年度返還金でございまして、平成22年度医療分の返還金22万1298円と後期分の返還金61万

8000円合わせまして、83万9000円の増額でございます。次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金92万2000円の増額補正につきましては、後志広域連合町村分賦金の額の変更及び額の確定によるものでございます。現年度分の医療給付費56万円の減、介護保険分で6万円の減、後期高齢者分で15万9000円の増、過年度分につきましては、医療給付分で1000円の減、介護保険分で138万5000円の増、後期高齢者分で1000円の減、合計92万2000円の増額となるものでございます。次に、8ページでございます。2款、1項、1目、基金積立金につきましては、これは財源調整によりまして、711万4000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号

平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第3『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を、議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ337万8000円を減額いたしまして、予算の総額を4億6598万8000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。3款、繰入金と諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計337万8000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を4億6598万8000円とするものでございます。2ページ、歳出であります。1款、総務費と2款、施設費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計337万8000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を4億6598万8000円とするものでございます。3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入であります。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に、4ページ、

歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳であります。その他財源121万4000円の増、一般財源459万2000円の減であります。次に5ページ、歳入であります。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金461万5000円の減額補正につきましては、歳入でこの後説明いたしますが、水道管移設工事補償金の増、歳出では、電気機械設備委託料、漏水調査委託料、それから水道メーター取替工事の執行残等、歳入歳出を相殺いたしまして、461万5000円を減額するものでございます。次に、6ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、2目、加算金につきましては、消費税の確定に伴う加算金2万3000円の補正でございます。3項、1目、雑入につきましては、121万4000円の増額でございます。1節、消費税及び地方消費税還付金、これは水道事業費の確定に伴います消費税還付金25万2000円の増額でございます。その下、3節、雑入につきましては、これは道道仁木赤井川線道路改良工事に伴います銀山地区水道管移設工事に係る支障物件移転補償金96万2000円の補正でございます。次に7ページ、歳出であります。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、維持管理費253万8000円の減額補正につきましては、11節、需用費につきまして、これは軽油単価の上昇及び費用頻度が増えたことによりまして、予算に不足が生じるため、4万9000円を増額するものでございます。13節、委託料、電気・機械設備保守点検委託料178万5000円の減、漏水調査委託料27万3000円の減及び水道施設管理委託料5万7000円の減、これはそれぞれ執行残、合わせまして211万5000円の減額でございます。15節、工事請負費につきましては、これも水道メーター取替工事の執行残47万2000円の減額でございます。次に、9ページでございます。2款、1項、施設費、1目、施設管理費6万3000円の増額補正につきましては、2節、給料、これは1月1日の昇給に伴う職員給料4000円の増額でございます。3節、職員手当等は期末、勤勉、寒冷地手当それぞれ、これは職員の扶養親族の増による5万9000円の増額でございます。3目、配水管移設事業90万3000円の減額補正につきましては、これは銀山地区仮設配水管撤去工事の執行残を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第4、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計（第3号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号でございます。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第3号）。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4万5000円を減額いたしまして、予算の総額を5923万4000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。西條財政課長より詳細につきまして説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第4号『平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。3款、繰入金と6款、広域連合支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計4万5000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5923万4000円とするものでございます。次に2ページ、歳出であります。1款、総務費と2款、後期高齢者医療広域連合納付金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計4万5000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5923万4000円とするものでございます。3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入であります。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出であります。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳であります。その他財源24万2000円の増、一般財源28万7000円の減でございます。次に5ページ、歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療広域連合に係る事務費負担金の変更による28万7000円の減額補正でございます。次に6ページでございます。6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、これは事業の確定による24万2000円の増額補正でございます。次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費24万2000円の増額補正につきましては、只今歳入で説明いたしました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を活用いたしまして、後期高齢者医療制度に対する広報等の経費、11節、需用費、これはカラープリンタのトナーの消耗品15万2000円、それから14節、使用料及び賃借料のコピー使用料9万円の補正でございます。次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金28万7000円の減額補正につきましては、これは、事務費負担金の変更による減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第5、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、西條財政課長より詳細について説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』ご説明申し上げます。仁木町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）また、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第202号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第96号）が平成23年6月30日にそれぞれ交付されましたことに伴いまして、本町税条例におきましても、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容について申し上げます。1点目といたしまして、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げでございます。平成24年度から個人町道民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を現行5000円を2000円に引き下げるものでございます。2点目といたしまして、国税の租税罰則の見直し内容に合わせた所要の罰則の見直しであります。町民税等に係る提出すべき申告書を正当な理由がなく、提出しなかった納税者に関する過料3万円から10万円に改めるものでございます。3点目といたしまして、税負担軽減措置等の改正でございます。高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る固定資産税の軽減措置等の新築期限延長。それから、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例を2年延長するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました、これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第6、議案第6号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第6号でございます。仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例制定について。仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、本件につきましては、門脇住民課長より詳細について、ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第6号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例制定について』、ご説明いたします。例規集におきましては、第2巻の3351ページにあります。最初に改正の趣旨を説明いたします。仁木町災害弔慰金の支給に関する条例の一部の改正につきましては、平成23年3月11日発生の東日本大震災によるものでありまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）が、平成23年7月29日に交付されたことに伴い、仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年仁木町条例第12号）につきまして、条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、支給対象者の遺族に、兄弟姉妹、死亡した者の配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合で、かつ死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るを加えるというもので、以上が改正の趣旨でございます。続きまして、次ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側欄にあります、旧の覧の第4条第1項第2号に新の覧の、新しい覧の左側覧のアンダーラインが引かれていますここに、へ 兄弟姉妹イからホのいずれもが存しない場合で、かつ、死亡者の死亡時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限るを加えるというものでございます。続きまして、新旧対照表の左側の下になりますが、本条例の附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項第2号の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用とすとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました、これから質疑を行います。質疑はありますか。横関君。

○8番（横関一雄）今、この弔慰金の話が出ておりますけれども、まず、お聞きしたいんですけども、まず、この弔慰金の支給につきまして、この条例が制定されてから、大体何件くらいの対象となる支給があったのか。その点が1点と、支給金について、申し訳ないですけども、あまり詳しくわからないんですけども、どの程度のお金が出ているのか、その2点ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の横関副議長のご質問でございますが、過去の件数については、大変申し訳ありません、まだ調べてございません。ですが、内容につきましては、災害弔慰金の額といたしましては、災害により死亡した1人あたりの災害弔慰金の額については、先程も条例の中で申したように、その者が死亡当時において、弔慰金を受けることができることのある者と生計を同じくした者で500万円ということになっております。その他にあっては250万円という内容でございます。その他に災害障害見舞の支給というものがございます。これについては、障がい者1人あたり障害見舞金の額が、障がい者が災害により負傷し、または、疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持してきた場合にあっては250万円として、その他の場合によっては125万円とするということでございます。ということで、ちょっと過去の分については、こちらの方で現在調べておりませんが、支給内容につきましては、こういう内容に基づきまして、支給していくというものでございます。以上です。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）仁木町のこの条例に基づく災害弔慰金の支給の関係でありますけれども、私も長年昭和62年以降も勤務しておりますけれども、ここの部分から支出したというのは、過去に聞いたことがございませんので、きっと該当はないのではないかと考えております。

○議長（水田 正）他にございませんか。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第6号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長（水田 正）日程第7、議案第7号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第7号でございます。後志広域連合規約を変更するための協議について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましては、西條財政課長より詳細につきまして、ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第7号『後志広域連合規約を変更するための協議について』、説明申し上げます。後志広域連合規約の一部を変更する規約改正趣旨について申し上げます。税の滞納整理事務に要する経費の負担金の算定について、新たに徴収実績割を導入する変更でございます。この徴収実績割を導入することによって、連合徴収実績の大小に応じて各町村で負担する、いわゆる応益負担の考えに基づくものでございまして、平成19年の連合設立当初から、設立3年目を目処に導入を検討することとされていたものでございます。今回の徴収実績割を導入することによりまして、負担の公平を図るための連合規約を変更するものでございます。それでは、新旧対照表をお開き願います。右側が現行の規約、左側が変更案でございます。現行の後志広域連合規約別表第19条関係、第2項、第1項中、処理件数割65%を処理件数割50%と徴収実績割15%に改めるものでございます。徴収実績割を導入するものでございます。それから、同表、備考第2項中、「引受件数」を「引受け件数」に改め、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に第3項、「徴収実績割は、前年度の実績による」、これを加えるものでございます。この改正によりまして、仁木町におきましては、処理件数3件で変更はございません。負担金につきましては、23年度と比較いたしますと、今年度79万3000円の負担金でありますので、3万9000円の減額となりまして、平成24年度では、75万4000円の税の滞納整理に要する負担金となる見込みでございます。附則といたしまして、この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第7号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発委第1号 議会改革特別委員会の設置

○議長（水田 正）日程第8、発委第1号『議会改革特別委員会の設置』を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。山下議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山下敏二）提出議案につきまして、説明をいたします。別冊議案書の19ページです。発委第1号『議会改革特別委員会の設置』、仁木町議会会議規則第13条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出、提出者、議会運営委員会委員長 山下敏二。議会改革特別委員会の設置、次のとおり、地方自治法第110条及び仁木町議会委員会条例第4条の規定により、議会改革特別委員会を設置する。名称につきましては、議会改革特別委員会といたします。目的につきましては、町民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのあるべき姿につきまして、調査・研究を行うことといたします。委員数は8名とし、経費は予算の範囲内といたします。調査期間につきましては、調査研究が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うことといたします。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。山下委員長、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから発委第1号『議会改革特別委員会の設置』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、発委第1号『議会改革特別委員会の設置』は、原案のとおり可決されました。お諮りします。只今設置された、議会改革特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条の規定により、議長を除く全議員を指名します。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議会改革特別委員会の委員は、只今の議長指名のとおり、選任することに決定しました。議会改革特別委員会の正・副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっていますので、休憩中に互選願います。暫時休憩

します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時45分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。休憩中に行われた議会改革特別委員会、正・副委員長の互選結果を報告します。議会改革特別委員会、委員長に上村君、副委員長に住吉君が互選されましたので、報告いたします。

日程第9 意見案第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書

○議長（水田 正）日程第9、意見案第9号『環太平洋経済連携協定に反対する意見書』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。大野君。

○4番（大野雅義）意見書第9号、提出意見書について説明いたします。別冊議案書21ページでございます。意見案第9号『環太平洋経済連携協定に反対する意見書』、上記意見書を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日。提出者は、私、大野雅義。賛成議員は、嶋田 茂議員です。意見書内容につきましては、22ページに記載しております。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣です。どうぞご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。大野君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第9号『環太平洋経済連携協定に反対する意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第9号『環太平洋経済連携協定に反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第10号

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

○議長（水田 正）日程第10、意見案第10号『国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の23ページです。意見案第10号『国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、24ページに記載のとおりでございます。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから意見案第10号『国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第10号『国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第11号

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

○議長（水田 正）日程第11、意見案第11号『視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の25ページです。意見案第11号『視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は、私、住吉英子。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、26ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから意見案第11号『視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第11号『視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第12号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

○議長（水田 正）日程第12、意見案第12号『鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書』を、議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の27ページです。意見案第12号『鳥獣被

害防止対策の充実を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は、私、住吉英子。賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、28ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから意見案第12号『鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第12号『鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第13号

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長（水田 正）日程第13、意見案第13号『防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の29ページです。意見案第13号『防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は、私、住吉英子。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、30ページに記載のとおりです。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから意見案第13号『防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第13号『防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第14号 介護保険料の負担増軽減などに関する意見書

○議長（水田 正）日程第14、意見案第14号『介護保険料の負担増軽減などに関する意見書』を、議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の31ページです。意見案第14号『介護保険料の負担増軽減などに関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は、私、上村智恵子。賛成者は、山下敏二議員です。意見書の内容につきましては、32ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、北海道知事です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第14号『介護保険料の負担増軽減などに関する意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第14号『介護保険料の負担増軽減などに関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第15号

後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書

○議長（水田 正）日程第15、意見案第15号『後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の33ページです。意見案第15号『後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年12月21日提出。提出者は、私、上村智恵子、賛成者は、山下敏二議員です。意見書の内容につきましては、34ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、北海道知事です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから意見案第15号『後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第15号『後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査

○議長（水田 正）日程第16、『委員会の閉会中の継続調査』の件を、議題とします。山下議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（水田 正）日程第17、『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。上村総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。お諮りします。上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午前11時 5分

再 開 午前11時 6分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成23年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆さま並びに中西代表監査委員、天野農業委員会会長、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長のご出席のもと、昨日から本日までの2日間に渡りまして、慎重なる議案審議を賜わり、すべての案件を提案どおりご決定いただき、厚く御礼を申し上げます。また、平成22年度各会計決算認定議案におきましては、一般会計をはじめとするすべての会計につきましてご認定をいただき、心より感謝を申し上げます。本定例会におきまして、一般質問をはじめ、審議の過程で議員各位から賜りましたご意見やご指導のありました点等につきましては、今後の糧とし、熟慮の上、執行してまいる決意を新たにしております。話は変わりますが、年末恒例となっております今年の世相を一字で現します漢字は、「絆」でありました。応募総数が過去最高の49万票で、そのうち6万1453票を「絆」が獲得したとのことであります。東日本大震災や紀伊半島豪雨等の大災害で、家族や仲間との絆の大切さを改めて知ったことや、ワールドカップで優勝した女子サッカー日本代表、なでしこジャパンのチームワーク等の理由が挙がったようであります。「人間はひとりでは生きられない。友人や隣人

の支えがあってこそ、苦難を耐え忍び、心の重荷を軽くも出来る、人と人との絆は大切にしたい。」との読売新聞に投書していた、札幌市の飯島隆さんの文言は心に響くものがありました。町政に携わる者として、改めてこの絆の大切さをかみ締め、議会並びに関係機関・団体をはじめ町民のみなさんとの協同のもと、なお一層幸せを実感できる町づくりに職員共々精励してまいる所存であります。微力な私ではありますが、議員各位をはじめ、町民の皆さんのおかげで何とかこの1年を終えることができそうです。重ねて厚く御礼を申し上げます。結びに、これからの時節は、北海道特有の雪や寒さとの戦いの日々でもあります。水田議長と横関副議長をはじめ、議員各位並びに天野農業委員会会長、中西代表監査委員におかれましては、健康に十分にご留意されまして、益々ご活躍されますようお祈り申し上げますとともに、希望に満ちた輝かしい新年を迎えていただきたいと存じます。2日間のご審議に感謝を申し上げ、平成23年第4回定例会閉会にあたっての御礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（水田 正）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。平成23年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変御苦労さまでした。

閉 会 午前11時10分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成23年12月21日～22日（2日間）

2日目 平成23年12月22日（木曜日）

（開会～午前9時30分／閉会～午前11時10分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第2号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H23.12.22	原案可決
議案第3号	平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H23.12.22	原案可決
議案第4号	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H23.12.22	原案可決
議案第5号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	H23.12.22	原案可決
議案第6号	仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H23.12.22	原案可決
議案第7号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H23.12.22	原案可決
発委第1号	議会改革特別委員会の設置	H23.12.22	設 置
意見案第9号	環太平洋経済連携協定に反対する意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第10号	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第11号	視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第12号	鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第13号	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第14号	介護保険料の負担増軽減などに関する意見書	H23.12.22	原案可決
意見案第15号	後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書	H23.12.22	原案可決